

環境トピックス



問い合わせ先 環境課 ☎40-5559

6月は「環境月間」です
6月5日は環境の日です。これは、1972年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められたものです。国連では、日本の提案を受けて6月5日を「世界環境デー」と定めており、日本では「環境基本法」(平成5年)が「環境の日」を定めています。

空き地の雑草管理でお困りではありませんか?

高齢でなかなか草刈りがままならない、面積が大きくて手が回らないといった空き地の雑草の除去でお困りではありませんか。

●管理する期間
5月1日から11月30日まで。ただし、刈り取りは雑草の繁茂する期間に行います。

●受託の条件

①下野市の行政区域内であること

②建物や工作物が無く、果樹、植木等の樹木が植えられていない更地であること

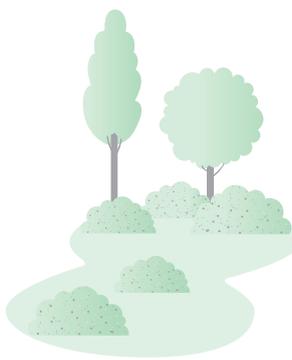
③傾斜地や湿地等、通常の管理が困難でない土地であること

④笹竹等の繁茂による荒廃がなく、昨年まで適正な管理が行われていた土地であること

●委託の料金
年額90円/㎡平成23年度
(例)300㎡の場合、年額27,000円となります。
※年度途中の申し込み、解約も同額になります。

●管理の内容
年4回の雑草の刈払い
※刈り取った草の回収は行いません。希望する場合は個別に業者に依頼してください。

●委託の方法
環境課に申請書を提出し、委託料を前払いする。



問い合わせ先 環境課 ☎40-5559

あなたの犬・ねこがご近所から好かれるために



誰もが犬・ねこを好きとはかぎりません。ルールを守らない犬・ねこの飼い方は誰も不快です。

●「ふん」の処理は飼い主の責任です
・散歩中は「ふん」を片付ける道具を携帯し、必ず「ふん」を片付け自宅で処理してください。道路や公園など、公共の場所を汚さないようにしましょう。

●「吠き声」・「におい」・「ごう傷事故」に注意しましょう

・ねこは専用のトイレを用意し、決まった場所でさせましょう。
●放し飼いはやめましょう
・放し飼いをすると、人にかみついたり、物を壊してしまったりという危険性があります。みんなの迷惑となります。また、犬にとっても、交通事故など危険がいっぱいです。絶対にやめましょう。

●犬・ねこにエサだけ与えることはやめましょう
・飼うなら責任を持って、他人に迷惑をかけないように正しく飼いましょう。

・家の中やサークルで飼っている犬でも、カミナリや花火など大きな音がしたとき、驚いて外に飛び出すことがありますので注意しましょう。
・散歩の時はリード(引き綱)を付けましょう。
・ねこは、ご近所へのふん尿等の被害防止のほか、交通事故や感染症の危険から守るためにも、屋内飼育に努めましょう。

・吠き声が近所の迷惑にならないよう、しつけをしましょう。
・飼っている場所、その周辺を常に清潔にすることを心がけましょう。
・飼い犬が人に危害(人にかみつく等)を加えた場合は、届出が必要です。
【すべての方へ】
●犬・ねこにエサだけ与えることはやめましょう
・飼うなら責任を持って、他人に迷惑をかけないように正しく飼いましょう。